

千葉県報

定例
令和8年8月14日

主要目次

告示

○ 救急病院の認定

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

○ 道路区域の変更

○ 選挙管理委員会告示

○ 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

○ 昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示

○ 公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施（四件）

○ 公告

○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧

○ 特定調達公告

○ 落札者等の公告（二件）

告

示

千葉県告示第四百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和八年八月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

名称

所在地

認定の有効期限

医療法人浄光会 千葉みなと病院

千葉市中央区中央港一丁目二九番一号

令和十一年八月十三日

千葉県告示第四百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和八年八月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

指定番号

一―十三 富津市新富三〇番一の一部

指定する区域

埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

千葉県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和八年八月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年八月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百二十六号

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
山武郡横芝光町宮川字菅札	前	一七・八メートルから二〇・九メートルまで	二一・二四メートル
一一、九九一番五地先から一一、九九一番四地先まで	後	一二・〇三メートルから一二・六〇メートルまで	二一・二四メートル

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月十四日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一江陽台病院の項及び医療法人華光会山野病院の項を削る。

附則

令和8年8月14日（金曜日） 報 道 県 千 葉 市 第14169号	
この告示は、公示の日から施行する。	
千葉県選挙管理委員会告示第二十六号 昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定）の一部を次のように改正する。 令和八年八月十四日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊 地 秀 雄 表千葉市選挙管理委員会の項千葉市中央コミュニティセンターの目を削り、同項千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の目中 「 平成十六年四月十六日 」を「 こめ。 」	
公 安 委 員 会 告 示	
千葉県公安委員会告示第34号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和8年8月14日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習 2 講習の期日及び時間 令和8年10月19日（月曜日）から22日（木曜日）まで及び同月27日（火曜日）から30日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライスト7階 4 受講対象者 （1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続	して1年以上1号警備業務に従事しているもの （4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 5 受講定員 30人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和8年8月31日（月曜日）から9月4日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで （2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 （3）受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年9月14日（月曜日）から18日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 (イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し (ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し (オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 47,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043 (201) 0110 千葉県公安委員会告示第35号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和8年8月14日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務 (以下「1号警備業務」という。) に係る講習 2 講習の期日及び時間 令和8年10月27日 (火曜日) から30日 (金曜日) までの午前9時から午後5時まで 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階 4 受講対象者	1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る旧検定規則第8条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和8年8月31日 (月曜日) から9月4日 (金曜日) までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知
--	--

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの 5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和8年8月31日（月曜日）から9月4日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年9月14日（月曜日）から18日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 (ア) 4（1）に該当する者 3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し (イ) 4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し	(ウ) 4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (エ) 4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し (オ) 4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110
【この特定調達公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。】 令和8年8月14日 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年8月14日 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年8月14日	公 告 千葉県知事 熊谷 俊 人